

業務委託仕様書

1 業務名

SAGA2024国スポローイング競技リハーサル大会輸送車両確保及び輸送実施運営業務委託

2 目的

SAGA2024佐賀市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施するSAGA2024国スポローイング競技リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）に参加する参加者を競技会場へ安全、確実かつ円滑に輸送することを目的とする。

3 履行場所

実行委員会が指定する場所

4 履行期間

契約締結日から令和6年6月28日（金）までとする。

5 業務内容

(1) 輸送車両の確保

リハーサル大会における輸送を実施するために必要な車両を確保すること。なお、車両の確保及び配車に必要な運送申込書等の届出や申込み手続きについては受託者で行うこと。

(2) 輸送計画の精査・修正

実行委員会が作成する車両運行計画表（別紙1）、会場配置図（別紙2）及び輸送ルート（別紙3）を精査し、必要に応じて修正すること。

(3) 運行管理体制の確立

運行管理要員配置計画（別紙4）に基づき、運行管理要員を所定の場所に配置し、管理すること。

また、運行管理要員及び輸送車両乗務員を含めた連絡体制図を作成すること。

(4) 運行管理業務マニュアルの作成及び周知

本業務において従事する運行管理要員に向けた業務マニュアルを作成し、運行管理要員に対し説明会を実施する等して業務内容を周知すること。

(5) 輸送交通業務の実施

ア 運行管理要員に、輸送車両の運行・待機状況の把握、発着指示、発着時間の管理、乗車人数の記録、乗降者等の安全確保及び誘導・案内等を行わせ、作成した輸送車両運行計画に従い輸送車両の運行を管理すること。

またリハーサル大会期間中は競技団体や大会実施本部、競技会スタッフ、ボランティア、警備員等と連携し、輸送車両が安全かつ円滑に運行出来るよう努めること。

イ 大会当日に運行計画に変更が生じた場合は、実行委員会、運行管理要員、輸送車両事業者等と連絡調整及び指示命令を行い迅速に対応すること。

(6) 関係機関との連絡調整

ア 事故発生時等、関係機関・団体への連絡を行うこと。

イ 実行委員会の指定する担当者との連絡調整を行うこと。

(7) 輸送車両運行実績報告及び精算等

ア 輸送車両事業者からの運行実績報告を受け、その内容を検査・確認し実行委員会へ報告すること。

イ 輸送車両の利用内容と請求額を検査、確認し、料金の精算・支払いを行うこと。

(8) リハーサル大会における輸送車両運行の検証及びSAGA2024国スポ本大会への改善点提案書作成

6 安全管理

受託者は、安全管理に関し、次に掲げる事項について万全を期すること。

(1) 損害・事故責任

本業務の履行に際し、受託者が受けた損害については、実行委員会の責めに帰すべき理由があるほかは、実行委員会は責任も負わないものとする。

また、受託者の過失により実行委員会及び第三者に損害を与えた場合はその損害を賠償すること。

(2) 保険

労働災害保険、賠償責任保険及び動産総合保険等、業務上必要となる保険に加入すること。

7 法令、条例等の遵守

本業務の履行に係る法令、条例等は遵守すること。なお、法令、条例等に基づき必要な許認可や有資格者の配置等については、適切に対応すること。

8 提出書類

受託者は、次の書類及びその元データを収録したCD-R 1枚を提出すること。

(1) 契約締結後

資料名	数量
ア 業務着手届	1部
イ 業務担当責任者選任(変更)届	1部
ウ 組織図及び連絡体制図	1部

オ	輸送車両運行計画	1部
カ	運行管理要員配置計画	1部
キ	契約金額内訳明細書	1部
ク	配車車両における一般旅客自動車運送事業・一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていることが分かるものの写し	1部
ケ	その他実行委員会が指示するもの一式	1部

(2) 業務終了後（履行期間内に提出）

	資料名	数量
ア	業務完了報告書	1部
イ	輸送車両運行実績及び輸送車両利用人数実績報告書	1部
ウ	運行管理要員従事実績報告書	1部
エ	本業務の検証及び本大会への提案報告書	1部
オ	本業務委託費の内訳明細書（精算用）	1部
カ	輸送車両料金の支払い証拠書類	1部
キ	その他実行委員会が指示するもの一式	1部

9 適用

(1) 範囲

本仕様書は、本業務の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも業務遂行上必要な事項は、実行委員会と協議のうえ、受託者の責任において、誠実に履行すること。

(2) 疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、実行委員会と協議すること。また、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務に必要と認められる事由が生じた場合は、実行委員会と十分に協議し業務を遂行すること。

10 契約に関する条件等

(1) 配車条件

配車する輸送車両については、道路運送法に定める一般貸切旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた車両のみを配車すること。

(2) 運行条件

受託者は実行委員会や輸送車両事業者等と連携し安全、確実かつ円滑に輸送車両を運行すること。

(3) 再委託の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし事前に書面にて実行委員会へ報告し、承認を受けた場合は、この限りではない。

(4) 業務の履行に関する措置

本業務内容及び業務にあたっての留意事項に反し、再三の指摘にもかかわらず改善しない場合は、契約書の定めに基づき、本業務の委託を破棄できるものとする。

(5) 秘密の保持

受託者は、本業務（業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合を含む。）を通じて知りえた情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知りえた情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、契約終了後も同様とする。

(6) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びその他個人情報の保護に関する法令、条例並びに規程等を遵守しなければならない。

11 その他

- (1) 各乗降場及び駐車場（臨時駐車場を含む）の整備は実行委員会で行うため、本業務には含まない。ただし、各乗降場及び駐車場（臨時駐車場を含む）に配置する運行管理要員が使用する備品・消耗品は受託者で用意すること。
- (2) 入札金額には、輸送車両の運行に必要な車両料金（燃料代や有料道路利用料等の経費を含む）に加え、受託者が準備する備品、消耗品費、人件費等本業務に必要な一切の経費を含むものとする。
- (3) 天災その他やむを得ない理由により業務を中止し、又は変更する必要があるときは、実行委員会と協議のうえ、変更できるものとする。
- (4) その他仕様書に定めない事項等生じた場合には、実行委員会と協議のうえ、業務を進めること。